

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 4 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和 6 年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車事故被害者受入環境整備事業）公募について
（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省においては、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が寄せられている中、重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員の人手不足は深刻な状況となっていることから、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、グループホーム等の新設及び介護人材確保や介護器具導入に係る経費の支援を行うこととしております。

令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 6 年 8 月 2 日（金）の間、当該事業に係る公募を行うとの連絡があったことから、補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

- ・ 障害者支援施設
- ・ グループホーム

なお、具体的な補助の要件等、当該事業に関する問い合わせは、下記にて受け付けておりますので、この点も併せて周知への御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

○制度について

国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室（担当：高島、福田）

電話：03-5253-8111（内線：41418） 03-5253-8580（直通）

メールアドレス：hqt-hosyohojo!gxb.mlit.go.jp（!を@に置き換えて下さい）

○応募方法等について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（自動車事故被害者受入環境整備事業）

メールアドレス ukeirekankyou!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えて下さい）

電話：080-9442-9379

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

令和 6 年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車事故被害者受入環境整備事業）公募について
（周知依頼）

平素より、国土交通行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しております。

今般、交通事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が強く寄せられています。

一方、重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員の人手不足は深刻な状況となっていることから、国土交通省としては、こうした声に応えるべく介護者なき後を見すえ、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、グループホーム等の新設及び介護人材確保や介護器具導入に係る経費の支援を行うこととしております。

本補助事業の公募期間は、令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 6 年 8 月 2 日（金）となります。つきましては、地方自治体に本補助事業を周知いただき、障害者支援施設やグループホームを運営する事業者へのご案内・周知にご協力をお願い申し上げます。

記

1. 送付資料
報道発表資料

2. お問い合わせ先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室 （担当：高島、福田）
電話：03-5253-8111（内線：41418） 03-5253-8580（直通）
メールアドレス：hqt-hosyohohojo!gxb.mlit.go.jp（！を@に置き換えて下さい）

以上